○国土交通省告示第八百三十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
新田原飛行場	航空自衛隊新田原管制隊	飛行場管制業務	にゅうたタワー	24時間
	鹿児島空港事務所	進入管制業務	鹿児島アプローチ	７時から22時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	鹿児島レーダー	７時30分から21時30分まで
	航空自衛隊新田原管制隊	着陸誘導管制業務	にゅうたＧＣＡ	24時間
宮崎空港	宮崎空港事務所	飛行場管制業務	宮崎タワー	７時30分から21時30分まで
	鹿児島空港事務所	進入管制業務	鹿児島アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	鹿児島レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第１項関係）

特別管制空域の名称	特別管制空域の航空交通管制業務を行なう機関			
	機関名	業務の種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
新田原飛行場	航空自衛隊新田原管制隊	飛行場管制業務	にゅうたタワー	24時間
	宮崎空港事務所	進入管制業務	宮崎アプローチ	７時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	宮崎レーダー	
	航空自衛隊新田原管制隊	着陸誘導管制業務	にゅうたＧＣＡ	24時間
宮崎空港	宮崎空港事務所	飛行場管制業務	宮崎タワー	７時30分から21時30分まで
		進入管制業務	宮崎アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	宮崎レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第１項関係）

特別管制空域の名称	特別管制空域の航空交通管制業務を行なう機関			
	機関名	業務の種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）